

次期仙台市耐震改修促進計画（中間案）に対する
意見の概要と本市の考え方について

○意見の概要と本市の考え方

（１）耐震化の促進に係る普及啓発に関すること

No.	意見の概要	本市の考え方
1	1995 年の阪神淡路大震災を踏まえ 2000 年に施行された現行耐震基準については、まだ市民に浸透しているとは言えないと受けとめている。 補助対象住宅の拡充は歓迎するが、現行耐震基準への耐震化を促進するためには、市民の理解とより一層の市民意識の向上が重要である。仙台市には関係機関との連携を図り、市民への啓発や補助拡充の P R 等の取組みを求める。 （本編 7 ～ 9）	能登半島地震等の被害状況では、2000 年に施行された現行耐震基準で建てられた建築物の一定の安全性が確認されたところです。 一方で、現行耐震基準以前の木造住宅については、改めて耐震性能を確認していただくことが重要と考えており、今回拡充する制度が活用されるよう、建築士団体とも連携を図りながら、市民の皆様への普及啓発を行い、より一層の耐震化に関する意識向上に繋がるよう取り組んでまいります。

（２）ブロック塀等の倒壊防止対策に関すること

No.	意見の概要	本市の考え方
2	行政が所有者に無断で調査を行うケースがある。「巡回点検」と称して勝手に外観を撮影して評価するなど、プライバシーと財産権への配慮が不足している。指導通知が突然届き、不安を煽られる住民も多い。 ブロック塀調査は、所有者への事前通知と同意を必須とし、「いつ調査するのか」「何を調べるのか」を明確に知らせ、無断の調査・撮影は避けるべきである。 （本編 12）	本市が、令和元年から令和 3 年にかけて、市内の公道及び指定通学路に面するブロック塀等を対象として実施した実態調査にあたっては、市政だより及び市ホームページによる周知に加え、町内会単位での回覧及びポスティングを行い、調査の時期や調査内容などを事前にお知らせした上で実施したところです。 また、調査結果の通知については、所有者にブロック塀等の現状についてお知らせするとともに、適切な維持管理をお願いする文書としてお送りしており、倒壊の危険性が高いブロック塀等の所有者に対しては、本市の除却補

		助制度についても併せてご案内しております。 今後も、個別訪問等を通して、所有者等に除却の意向確認等を行うなど、丁寧に取り組みを進めてまいります。
3	危険と判断されても、修繕・撤去費用がすべて自己負担であり、ブロック塀の撤去・新設には数十万～百万単位の費用がかかる。特に高齢者・低所得世帯は対応が困難で、行政の指導が「実質的な負担強制」になっており、公共性が高いにも関わらず、費用負担が個人に偏っている。 危険ブロック塀に対する補助金制度について、補助率の引上げ、高齢者・子育て世帯・低所得世帯への加算補助、通学路沿いなどの公共性の高い場所の行政負担の割合を増やす、安全な代替構造物の設置にも補助を適用するなどの整備・拡充を求める。 (本編 12～13)	ブロック塀等については、私有財産であるため、所有者の管理が原則となりますが、本市では、公道及び通学路の安全性等を確保するため、危険なブロック塀等の除却を支援する補助制度を設けており、令和7年度からは、補助率及び補助額を拡充し、更なる所有者の負担軽減を図っているところです。 また、安全な代替構造物等の設置補助としては、道路に面して生垣を設置する場合、ブロック塀の撤去費用の一部も含めた補助事業を実施しております。